

第67回北但行政事務組合議会（臨時会）会議録（第1日）

平成20年3月28日（金）第67回北但行政事務組合議会（臨時会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（18名）

1番	香美町	長瀬	幸夫	2番	香美町	山本	賢司
3番	豊岡市	青山	憲司	4番	豊岡市	稲垣	のり子
5番	豊岡市	門間	雄司	6番	豊岡市	椿野	仁司
7番	新温泉町	植田	光隆	8番	新温泉町	岡坂	峰雄
9番	豊岡市	福田	嗣久	10番	豊岡市	古谷	修一
11番	豊岡市	古池	信幸	12番	豊岡市	升田	勝義
13番	新温泉町	高橋	邦夫	14番	新温泉町	宮脇	諭
15番	香美町	後垣	晶一	17番	豊岡市	村岡	峰男
18番	豊岡市	森井	幸子	19番	豊岡市	綿貫	祥一

会議に出席しなかった議員（1名）

16番 香美町 柴田 幸一郎

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸
書記 中村裕

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
副管理者兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
代表監査委員	大禮謙一
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	原 重喜
監査委員事務局長	池上 晃

構成町長

香美町長	藤原久嗣
新温泉町長	馬場雅人

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 第4号議案 北但行政事務組合構成市町長会設置条例を廃止する条例制定について
 - 第5号議案 北但行政事務組合事務分掌条例の制定について
 - 第6号議案 議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (以上3件、一括上程、説明)
- 各議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

- 1. 議長あいさつ
- 2. 開会宣言
- 3. 開 議
- 4. 会議録署名議員の指名
- 5. 会期の決定
- 6. 諸般の報告
- 7. 第4号議案～第6号議案
 - 一括上程
 - 管理者提案説明
 - 各議案ごとに説明・質疑・討論・表決
- 8. 閉会宣言
- 9. 議長あいさつ
- 10. 管理者あいさつ

〔議長開会あいさつ〕

議長（綿貫祥一） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

各市町とも3月定例会を終えられまして、お疲れのところ、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日ここに第67回北但行政事務組合議会臨時会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

さて、今期臨時会上程されます案件は、条例3件であります。どうか議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心から念願をいたすとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願いを申し上げ、まことに簡単粗辞でございますが、開会のごあいさつといたします。

開会 午前10時01分

議長（綿貫祥一） ただいまの出席議員数は18名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第67回北但行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（綿貫祥一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、植田光隆議員、岡坂峰雄議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（綿貫祥一） 日程第2、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

18番森井幸子議員。

議会運営委員会委員長（森井幸子） 今期臨時会の議事運営についてご報告いたします。

会期については、本日1日間といたします。

次に、日程については、お手元に配付されています議事順序に従い、第4号議案から第6号議案を議題として当局より説明を受け、質疑、討論、表決を行い、今期臨時会を閉会することといたしております。

以上、報告のとおり、今期臨時会の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

議長（綿貫祥一） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（綿貫祥一） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、柴田幸一郎議員であります。

次に、第5号議案に関する資料を配付いたしておりますので、ご清覧を願います。

日程第4 第4号議案～第6号議案（北但行政事務組合構成市町長会設置条例を廃止する条例制定について外2件）

議長（綿貫祥一） 日程第4、第4号議案北但行政事務組合構成市町長会設置条例を廃止する条例制定について外2件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） おはようございます。開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

桜の花が待ち遠しい季節となりました。本日ここに第67回北但行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参会賜り、まことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表する次第です。

さて、今期臨時会に私から提案いたします案件は、条例3件です。

提出議案の説明に先立ち、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業についてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

本組合議会2月定例会におきまして、第5回候補地選定委員会までの開催状況と、その中で1次候補地として5カ所が選定され、委員長から報告を受けたこと、及びこのことを議員各位にもご連絡したことをご報告申し上げます。そしてさらに3月下旬をめどに、委員会で2次選定の結論を出していただき、その結果を受けて構成市町長会で審議し、最終的に候補地を決定したいと表明してまいりました。

しかし、その後の委員会では短期間の中に精力的に検討を重ねていただきましたが、既にお知らせしておりますとおり、去る3月22日開会の第10回委員会では、5カ所から3カ所への絞り込みにとどまりました。したがって、まことに申しわけないことながら、私がお約束しておりました年度内での最終候補地の決定が新年度にずれ込まざるを得ないこととなりました。これら経過につきましては、本会議終了後に議員協議会の開催をお願いし、ご説明申し上げたいと存じます。

続きまして、提出議案についてご説明申し上げます。

まず、第4号議案北但行政事務組合構成市町長会設置条例を廃止する条例制定についてです。

これは、構成市町の3月定例会において同文議決をいただき、県知事の許可を得ました組合規約変更により、構成市町長が正副管理者に就任することに伴い、構成市町長会を廃止するものです。

次に、第5号議案北但行政事務組合事務分掌条例の制定についてです。

これは、組合に管理者の補助機関として事務局を置くために制定するとともに、これに伴い北但行政事務組合課制条例を廃止するものです。

次に、第6号議案議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

これは、規約変更に関連して副管理者の報酬を年額4万8,000円と定めるとともに、副管理者の給与及び旅費に関する条例を廃止するものです。

以上で私の総括説明を終わり、各議案の詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会議終了後に議員協議会の開催をお願いし、施設候補地選定の経過並びに新年度予算補正の専決処分につきましてご説明し、ご理解を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

議長（綿貫祥一） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

第4号について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 1ページでございます。第4号議案北但行政事務組合構成市町長会設置条例を廃止する条例制定についてでございます。

今、管理者から説明いたしましたとおりでございます。

3ページをお開きください。北但行政事務組合構成市町長会設置条例を廃止をする、こういうものでございまして、施行は20年の4月1日からでございます。

ご存じのように、現在は北但行政事務組合の構成市町長会は管理者の附属機関として設置をされております。今回、両町長が副管理者ということで執行機関の中に加わっていただくことになりましたので、この部分を廃止するものでございます。今後は正副管理者会あるいは収入役も含めた、いわゆる三役会と申しますが、そういうものの中で重要な事項等を審議し、事を決していくというような形になろうかと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（綿貫祥一） 第5号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 5ページでございます。北但行政事務組合事務分掌条例の制定についてというところでございます。

7ページをお開きください。新たに条例を制定をいたします、分掌条例を制定をいたします。第1条が設置でございまして、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、組合事務局を設けるというものでございます。現在は課制条例になっております。これを事務局を設けるということで一本化してまいります。2条は委任でございます。

お手元に資料を配らせていただいております。第5号議案関係の資料ということでございます。見ていただきますとおり、事務局に施設整備課という課を、1課を設けまして、その中に総務係と施設整備係という2係を設けていくと、こういう形に整備をさせていただきたいということでございます。

附則でございます。平成20年4月1日からの施行。さらに第2項で廃止ということで、現在ございます北但行政事務組合課制条例を廃止をするものでございます。よろしくご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（綿貫祥一） 第6号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 9ページでございます。議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。

12ページをお開きください。新旧対照表がございます。別表第1でございますが、これは条例の中で、議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬の額は別表第1のとおりとするというぐあいに別表で定めております。この中に副管理者、年額4万8,000円を加えるものでございます。

以上でございますが、もとに戻っていただきまして11ページでございます。附則でございまして、これも平成20年4月1日からの施行でございますし、さらに、現在常勤の副管理者に関します給与及び旅費に関する条例がございますが、これは廃止をするということでございます。よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長（綿貫祥一） 以上で提出議案に対する説明は終わりました。

これより第4号議案北但行政事務組合構成市町長会設置条例を廃止する条例制定についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

これより第5号議案北但行政事務組合事務分掌条例の制定についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

17番村岡議員。

村岡峰男議員 17番の村岡です。事務分掌条例の規則の改正であるわけですが、事務局を置くということになっていますが、現在との違い、現在はこうで、今度こう変わるんだというのが、資料もないもんですから、どのように変わるのか、お聞きをしておきます。

議長（綿貫祥一） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 現在は課制条例ということでございまして、現在は管理者の補助機関として2課制をしいております。施設整備課と総務課という2つの課がございます。これが条例で定められております。それが今回、組合事務局という一つのものになるということでございます。

それに加えまして、規則の方でございます。規則の方は、ただいま今回にかかりますものはお手元に配付をしておりますけれども、現行のものにつきましては、施設整備課に施設整備係、総務課に総務係ということで、2課それぞれの係、1課1係が設置してございます。その上に副管理者、

管理者と、こういう組織になってございます。それが今回は管理者、副管理者2名、事務局長、それからその下に施設整備課長、そして2係、こういうことに相なります。以上でございます。

議長（綿貫祥一） 17番村岡議員。

村岡峰男議員 きょう追加でまた資料があったんですが、当初いただいた議案だけではそのことがわからなくてね、せめてこう変わるんだというぐらいは資料が最初からないと審査のしようがないなということを思います。苦言だけ言っておきます。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

1番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 長瀬です。おはようございます。

今、今までの組織が変わって事務局長制度でやるということでございます。私はこの副管理者、構成町長が出てこられて、しっかりと大事な問題を取り組んでいただけるということはありがたいなあとこの思いであります。私はそう願っておりましたので、よく出席されていないのに違和感があつたぐらいですから、このことには大いに賛成できます。

それで、今、常任の管理者がおられたわけですけど、これは局長がそれを、同じ業務は局長でやられるということでもいいわけですか。

議長（綿貫祥一） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 実質的な実務といいますか、そういう部分につきましては豊岡市の方をお願いをいたしまして、この事務局長は部長級の方をお願いをしたいということを申し上げておりました、今回、そういうようなご配慮をいただいておりますので、実質はその事務局長をお願いすることになるかと思っております。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

ほかにありませんか。

11番古池議員。

古池信幸議員 お尋ねいたします。

5号議案の資料の最後のページであります、施設整備係の仕事の中の第7項、公設民営方式による施設建設、管理運営に関することというふうに、公設民営方式による施設建設というふうに限定されてるということは、私は今後のいろんな局面の変更に関して、いや、もう条例で決まってるんだから公設民営しかないんだということの意思表示になるというふうを感じるんですね。だから、こういう書き方は条例としてはふさわしくないと感じますが、いかがでしょうか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 議員が見られているのは条例ではありませんで、管理者の権限において制定する規則の中のことでございます。

その上で申し上げますと、公設民営方式は、もう行政側としては決定した方針でありますので、行政側がその決定した方針についてどういう組織で臨むかというのについて、各規則の中に公設民営方式が書いてあるのはむしろ当然であると、このように思います。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

3番青山議員。

青山憲司議員 ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

ただいまの第5号議案ですね、この設置の第1条の中に管理者の権限に属する事務を分掌させるためというふうに記載がされております。今、従来の組織と比較して、これからの事業の進め方としてこういう体制をとるということではないかというふうに思うわけですが、特に従来の体制から変えなければならない、この事務を分掌させるためという部分の、もうちょっとわかりやすい説明をいただきたいなというふうに思うわけですが、要するに今までこう来たんだけど、ここの部分がちょっと、見直してこうしたいというところの機能として、組織の機能としての今度の変更点ですね、その理由についてわかりやすく説明をいただきたいと思います。

それから、もう1点は、組織の見直しというところで、以前でしたか、この議場であったかと思うんですけど、これから施設の整備に向けた体制づくりも必要だということで、技術的に熟知した者をというふうな話もあったように記憶してるわけですが、今回の課制の見直し、廃止によって、今度、事務局制ということになるわけですが、そういったものを体制の見直しの中で、今回、施設整備課1課制になるわけですね。その下に総務係と施設整備係が置かれるわけですが、そういう意味で体制の見直し、それから施設整備に向けた考え方といいますか、そのあたりがもしお考えとしてございましたら、確認をしておきたいと思います。

議長（綿貫祥一） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 従前の課制は、副管理者というものがおありまして、そのもとに2課制でございました。今回は、局長のもとに1課制ということにいたしました。どうしても課ということになりますと、そこにおのずから事務分掌の違いがございます。したがって、お互いに一体的に仕事をやっていこうという気持ちは持ちながらも、やはりどうしてもそこに一線があるということで、今回は事務局長のもとに1課制にする、そしてその中に係ということで組織を一本化していくと、指揮命令系統をはっきりさせていくというようなことで一本に、そういう考え方でございます。

それから、技術的な問題につきましては、これはどうしてもやはりこれ、プラントという非常に専門性を要するものでございますので、これは専門家の力をかりていかなければどうしてもならないというぐあいには考えております。ただし、施設を建設するまでの用地の造成であるとか、その他もろもろ調査事項、生活環境影響調査、あるいは都市計画決定等のものにつきましては、技術職を充実をさせていただきまして、その中でやっていきたいということで、現に当初予算でも説明いたしましたように、技術職1名の増員をお願いをしておるところでございます。以上です。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

ほかにありませんか。

（質疑なし）

議長（綿貫祥一） ないようでございます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番古池議員。

古池信幸議員 第5号議案の事務分掌条例につきまして、先ほど質問いたしました、方式はもう既に決定済みだとおっしゃっておるわけでありますが、規則に委任した事項の中にまで行政の執行方法を規定するのは、やっぱりちょっと範疇を超えているのではないかというふうに私は感じました。そういう点からも、今後、施設の建設のこと、それから運営のあり方、これについては議会との議論をしっかりと経た上で決めるべきであり、最初から公設民営方式による建設だというふうに限定することについては、決めるべきでないという立場から反対いたします。

議長（綿貫祥一） そのほか討論ありませんか。

（討論なし）

議長（綿貫祥一） 討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

第5号議案について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（綿貫祥一） 起立多数であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

これより第6号議案議員及び特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 新たに副管理者が入って、年額4万8,000円ということになっておるわけでございますが、これの設定された根拠はどういう根拠があつたかということでございます。月に直せば4,000円ですか、だからそんな大きな金額ではないとしながら、私は本来、こうして北但行政という組合でやるとしながら、本来なら自分の市町でしっかりとやっていかななくてはならない業務であるという、そういう中で、あえてここでやるから新たに報酬があるというのはいかなものかなと。そう高くないんだから、あえてこんなことまで言わんでもいいじゃないかということもあるでしょうけど、私はどうもそういう思いをしてならない。

といいますのも、この財政厳しい折から、ここに出向くという大変なのはあるわけでございますが、それはそれとして、その辺をいかなお考えでこの予算の中でこういうものがのつたかということ。私は管理者の場合は随分、3つのものを集めて3倍のご苦勞をいただくなん面があるんじゃないかなと思うんで、それはそれなりに、まあまあいいじゃないかなという思いはあるんですけど、副管理者があえてこのものに必要があるのかどうか、その辺をどのようなお考えで、またこの金額になったのかということを知りたいと思います。

議長（綿貫祥一） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 12ページの新旧対照表を見ていただきましたらわかりますように、この下にはさらに収入役とか代表監査委員さんの、あるいは議員の先生の監査委員さんの分もございませうけども、そこのバランスを考えて4万8,000円というぐあいに決めさせていただきました。

議長（綿貫祥一） 1 番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 私は、バランスの問題ではないんじゃないかなという思いがいたしまして、私らも議員として出させてもらって報酬があるわけですが、あえて私はこの議員の報酬もカットせえということであれば、それはそれでいいんじゃないかなという思いはしとるんですよ。だから、単なるバランスで、ここで上がってくる性質のものではない。やはりどこにあっても大事な問題は、本来ならそういう市町が自分なりのことをしっかりと考えていかなんのを、今度はそれでは大変だからということで、ただ組合でやろうとしておるだけのことであって、あえて別の報酬がついていかなんのかという思いがありますんで、管理者の方のお考えが何かあれば聞かせていただきたい。今、副管理者の方からバランスでという答弁をいただいたんですけど、そのバランスが本当に必要なかどうか、あえてそのバランスをとらんなんことなのかということをお聞きします。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） なかなか難しいご質問をいただいているところなんですけど、やっぱり答えとしてはバランスということだろうというふうに思います。それぞれ本来しなければいけないということであれば、管理者についてもそうでありまして、それから議員の皆さんの報酬についても、本来、それぞれの市町議会でされるべき事柄でありますから、同じことが言えるのではないかと思います。ですから、そういうことではなくて、ある一つの独立した法人において、それなりの仕事をする方々がある、私も含めてそうですし、議員の皆さんもそうですから、そのことに対して応分の範囲内で報酬を払うというのは、物の考え方としては基本ではないかなというふうに思います。

2人の町長の立場からいって、決してこだわるといようなことではもちろんありませんけれども、原点に戻って、ある法人について、ある組織についての労働ということをやるのであれば、それに対して一定の対価を払うという基本と、それから既に決められている報酬とのバランス、この2点が今回の提案の理由にあると、このようにご理解いただきたいと思います。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

長瀬幸夫議員 いいです。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

（質疑なし）

議長（綿貫祥一） ないようでございます。質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で今期臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。これをもって今期臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(綿貫祥一) ご異議なしと認めます。よって、第67回北但行政事務組合議会臨時会は、これをもって閉会をいたします。

閉会 午前10時29分

〔議長閉会あいさつ〕

議長(綿貫祥一) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

今期臨時会は、管理者提出案件3件につきまして慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

候補地の選定につきましては、年度内に決定を見ることができず、新年度に持ち越すことになりましたが、一刻も早い候補地の決定を願うものでございます。

また、このたび任期満了をもって退任されます瀬崎副管理者におかれましては、長年にわたり組合発展のため格別のご尽力をいただき、そのご労苦に対し敬意と感謝の意を表する次第であります。今後とも健康に十分留意され、一層ご活躍されることを心から祈念をいたします。大変ご苦労さまでございました。

終わりに当たり、議員各位には諸行事多端な折から、どうかご自愛くださいます。一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが、閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者(中貝宗治) 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期臨時会は、私から3件の案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

4月から新たな組織体制で、全力を傾注し、事業推進に邁進してまいりたいと存じますので、議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

また、先ほどは議長から退任いたします瀬崎副管理者に対するねぎらいのお言葉をいただきました。そのお気持ちに心からの感謝をささげたいと思います。

年度末目前となり、さらに新年度へと何かと慌ただしいときとなってまいります。議員各位にはご健康に十分ご留意の上、ますますご健勝にてご活躍いただきますよう心から祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。